

令和7年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

提出日 令和 年 月 日 岩手県花巻市長 殿	整理番号
住 所 (住民税が 課税される 住所)	フリガナ
	氏 名
	個人番号
電話番号	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和7年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

① 特例控除対象寄附金を支払する年の半分の所持税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

② 特例控除対象寄附金を支払する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者は、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

申請は下記3パターンからお選びいただけます

①マイナンバーカードをお持ちの方

オンラインワンストップ申請をご利用いただけます。

「マイページアクセス用二次元コード」からご申請ください。

マイページアクセス用
二次元コード



②マイナンバーカードをお持ちでない方

全部アップロード申請をご利用いただけます。

「マイページアクセス用二次元コード」から、申請書と確認書類をアップロードください。

③書類提出にて申請される方

本申請書と確認書類をご提出ください。

確認書類は、「個人番号確認書類」「本人確認書類」が必要となります。

※寄附をした年の 翌年1月 10 日（必着）までにご提出ください。

整理番号 _____

氏名 _____

■個人番号確認書類：個人番号の記載場所・各注意点（□：個人番号記載箇所）

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
	 キ リ ト リ 線 交付申請書（キリトリ線より下部分）に記載の個人IDは個人番号ではありません。	
個人番号は裏面に記載されています。	※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用いただけます。	自治体により書式が違います。 個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■本人確認書類：顔写真付きの確認書類をお持ちでなく、資格確認書や年金手帳のコピーを送付される場合の注意点（□：塗り消し必要箇所）

		※個人情報保護のため、基礎年金番号、保険者番号や被保険者等番号が記載されている書類の写しを提出される際は、該当箇所を黒く塗り消すなどしてください。
		※発行済の各種保険証は、経過措置期間内（2025年12月1日まで）に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

※顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2種類以上の本人確認書類が必要です。

確認書類貼り付けの際は、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

貼り付け位置

|

貼り付け位置

|

カンタン! 提出書類確認チャート

マイナンバーカードをお持ちですか

はい

いいえ

公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

はい

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・療育手帳
- ・特別永住者証明書
- ・精神障害者保健福祉手帳

いいえ

パターン
A

1.マイナンバーカード(コピー)(両面)

個人番号確認書類

マイナンバーカード(コピー)(裏面)

ICチップが付いています



マイナンバーが記載されています



本人確認書類

マイナンバーカード(コピー)(表面)

顔写真が付いています



「個人番号カード」と記載されています

パターン
B

1.マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2.免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類

マイナンバー通知カード(コピー)もしくは
住民票(マイナンバー記載あり)(写し)



本人確認書類

免許証(コピー)もしくは
パスポート(コピー)等



パターン
C

1.マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2.年金手帳及び資格確認書など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類

マイナンバー通知カード(コピー)もしくは
住民票(マイナンバー記載あり)(写し)



本人確認書類

年金手帳及び資格確認書など
自治体が認める公的書類2点以上のコピー



2点以上必要になります

※「2」に該当する本人確認用書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時のご氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。

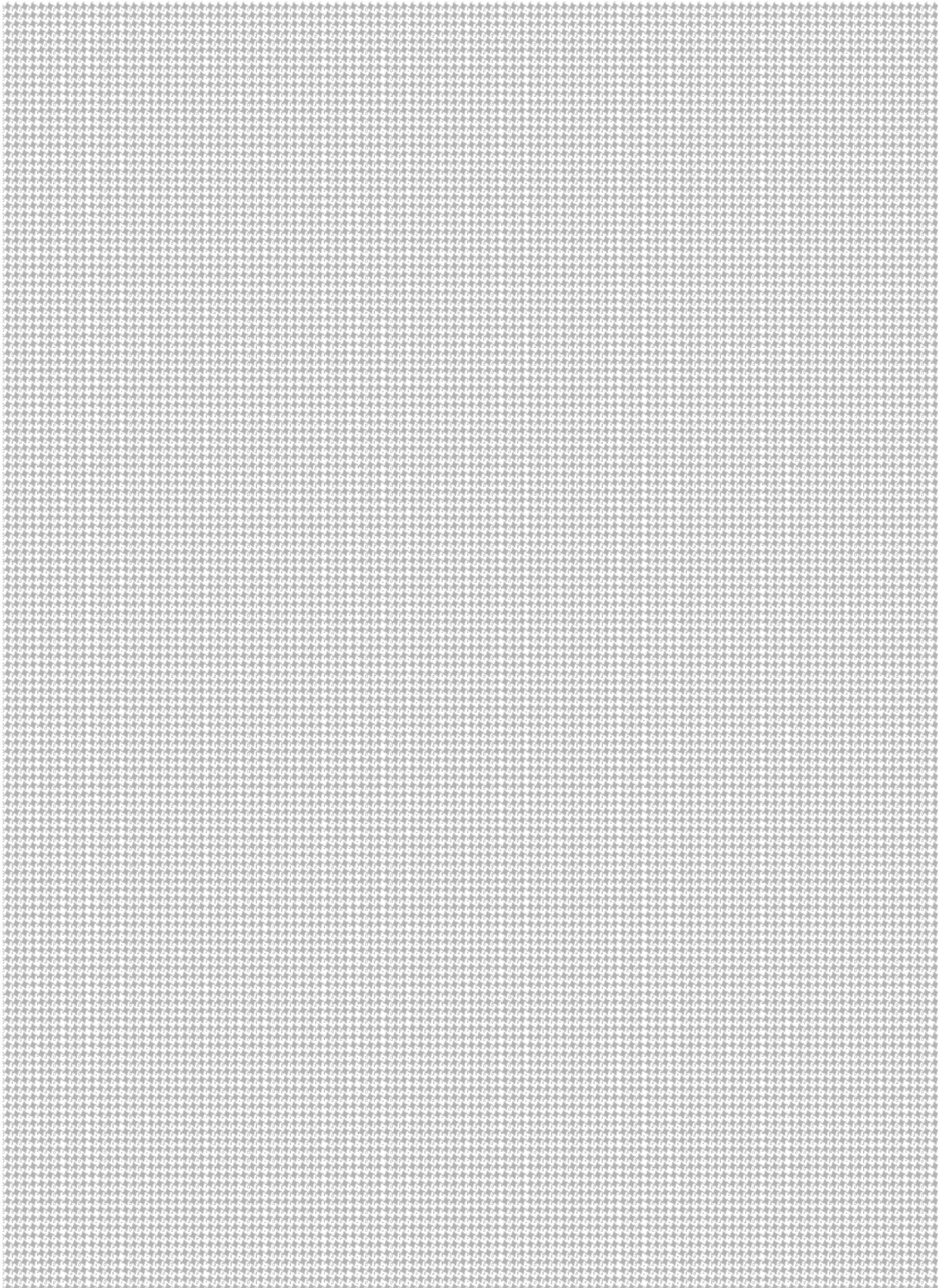
※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。



透け防止用紙

封筒からの透け防止に、書類を包むための紙としてご利用ください